

藤沢市市税条例等の一部改正について
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例
(藤沢市市税条例の一部改正)

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「第2条第2項ただし書き」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第32条を次のように改める。

(環境性能割の税率)

第32条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項に規定するもの（同条第4項において読み替えて準用するものを含む。） 100分の1
- (2) 法第451条第2項に規定するもの（同条第4項において読み替えて準用するものを含む。） 100分の2
- (3) 法第451条第3項に規定するもの 100分の3

第32条の次に次の2条を加える。

(環境性能割の申告納付)

第32条の2 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境

性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、府令第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の減免）

第32条の3 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は軽自動車等のうち第37条第1項各号に掲げるもの（3輪以上のものに限る。）であって必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより納期限までに市長に申請しなければならない。

- 3 第1項の規定による環境性能割の減免の区分、減額の割合その他環境性能割の減免について必要な事項は、規則で定める。

第33条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第34条の見出し及び第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第35条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に改める。

第36条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車等が公益のために専ら使用するものであると認める場合又は軽自動車税の納税者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合」を「軽自動車等を公益のため直接専用する場合又は種別割の納税者が次の各号のいずれかに該当する場合は、必要と認めるとき」に、「軽自動車税を」を「種別割を」に改め、同項第1号及び第3号、同条第2項並びに第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第37条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「該当すると認める場合は、軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税」を「該当する場合は、必要と認めるときは、種別割」に改め、同項第1号中「のうち、

市長が必要があると認める軽自動車等」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第38条第3項中「第442条の2第3項ただし書又は第443条」を「第443条第3項ただし書又は第445条」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第51条第11項中「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条中第12項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 環境性能割の納税義務者が法第454条第1項の規定により提出すべき申告書又は同条第2項の規定により提出すべき報告書を正当な事由がなくて提出しなかった場合は、100,000円以下の過料に処する。

附則中第17項を第21項とし、第16項を第20項とし、第15項を第19項とし、附則第14項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第18項とし、附則第13項の次に次の4項を加える。

（軽自動車税の環境性能割の課税免除）

14 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車として神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第52条に規定するものに相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当分の間、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車 第32条第1号中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車 第32条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

16 第32条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」

とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

17 市長は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を減免する。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例（平成18年藤沢市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第1条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第2条中「第442条の2第1項」を「第443条第1項」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第446条」を「第463条の18」に改める。

第3条及び第4条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成26年藤沢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第7項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例」を「藤沢市市税条例」に、「附則第14項」を「附則第18項」に改め、同項の表中「新条例」を削り、「附則第14項」を「附則第18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条中第21条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の藤沢市市税条例の規定中、環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 3 第1条及び第3条の規定による改正後の藤沢市市税条例及び藤沢市市税条例の一部を改正する条例の規定中、種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、軽自動車税に環境性能割及び種別割が設けられたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。